

# 青森県報

号外第三十八号

平成十五年四月一日(火曜日)

## 目次

### 告示

建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監理課)…

## 告示

青森県告示第二百二十五号

平成十五年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第二項及び第六十七条の十一第三項において準用する第六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり公示する。

平成十五年四月一日

青森県知事 木村守男

### 資格審査の区分

#### 1 建設工事

資格審査は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

#### 2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

#### (一) 測量業務

#### (二) 建築関係建設コンサルタント業務

#### (三) 土木関係建設コンサルタント業務

#### (四) 地質調査業務

#### (五) 補償関係コンサルタント業務

### 2 競争入札参加資格

#### 1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書(四の1の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

(三) 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。)を受けていること。

#### 2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参

加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の二に規定する資格審査申請書（四の二の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

- (三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

### 三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請時期は、随時とする。

### 四 資格審査の申請の方法

#### 1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

- (一) 経営事項審査結果通知書（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成六年建設省告示第四百六十一号）に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。）の写し
- (二) 県内に主たる営業所を有しない者にあつては、営業所一覧表（第一号様式）
- (三) 角形二号封筒に受領書及び資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したものを二通

#### 2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参又は郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者）をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者）をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年

建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第四条第三項第四号に規定する書面の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し（同項の規定により提出している場合に限る。）並びに同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提示をもって(五)及び(六)に掲げる書類の提出並びに(二)に掲げる書類を提出する際に提示する書類の提示に代えることができる。

- (一) 経営規模等総括表（第二号様式）

次に掲げる書類を併せて提示すること。

ア 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

イ 国税通則法第二百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する同法施行令第四十一条第一項第一号に規定する事項についての直前一年の各事業年度の消費税に係る証明書の写し

- (二) 業者カード（第三号様式）

法人である場合にあつては商業登記簿等の謄本の写し、個人である場合にあつては身元証明書の写しを併せて提示すること。

- (三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(四) 資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合にあつては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第九十四号建設省建設経済局建設振興課長通知）4の規定による通知の写し、地質調査業登録業者である場合にあつては地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第百二号建設省建設経済局建設振興課長通知）3の規定による通知の写し、補償コンサルタント登録業者である場合にあつては補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成六年六月二十日付け経整発第四十四号建設省建設経済局調整課長通知）5の規定による通知の写し

- (五) 実績調書（第四号様式）

実績調書に記載した業務に係る契約書の写し又は請書の写しを併せて提示すること。

- (六) 技術者経歴書（第五号様式）

五 競争入札参加資格の認定

技術者経歴書に記載した技術者に係る雇用関係を確認できる書類及び当該技術者の資格を有することを証する書類の写しを併せて提示すること。

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定する。

(二) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。

(二) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、六の規定による通知があった日から平成十六年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、平成十五年六月三十日まで、六の規定による通知があった者については当該通知のあった日から同月三十日まで、同年七月一日から平成十七年六月三十日まで、六の規定による通知があった者については当該通知があった日から同月三十日ま

でとする。

八 競争入札参加資格の更新手続

1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところにより、平成十六年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところにより、平成十七年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。



第三号様式

業 者 カ ー ド

商号又は名称																						
本店所在地		〒					電話 FAX		営業所所在地					〒					電話 FAX			
区分	申請業種内容										資格又は実務経験を有する職員数(人)											
測量	測量一般		地図の調整			航空測量					測量士		測量士補		土地家屋調査士		純計					
建築	建築	意匠	構造	暖房	衛生	電気	建築	電算	機械	調査	1級建築士	2級建築士	木造建築士	建築設備資格者	建築積算資格者	電気設備設計実務経験者(A)	電気設備設計実務経験者(B)	機械設備設計実務経験者(A)	機械設備設計実務経験者(B)	純計		
土木	河川、砂防及び海岸	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	造園	技術士 機械(流体機械、建設等)		電気・電子	建設	水道(上水道、下水道等)	農業(農業土木)	林業(森林土木)	水産(水産土木)	応用理学(地質)	大臣認定者	
木	都市計画及び地方計画	地質及び基礎	土質及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	建設機械	電気・電子	環境調査	土木設計実務経験者	RCCM	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	土地区画整理士	環境計量士	騒音・振動	純計					
地質	地質調査										技術士 建設(土質及び基礎)		応用理学(地質)		大臣認定者	地質調査実務経験者	地質調査技師	純計				
補償	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	測量士	測量士補	土地家屋調査士	1級建築士	2級建築士	木造建築士	補償業務管理士				土地調査	土地評価	物件	機械工作物			
	事業損失	補償関係	不動産鑑定	登記手続等		補償業務管理士 営業補償・特殊補償		事業損失	補償関係	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	大臣認定者	補償業務実務経験者	公共用地取得実務経験者	純計							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする

第四号様式

実 績 調 査 書

(業 種 区 分) \_\_\_\_\_

発注者	元請又は 下請の別	件 名	測 量 等 対 象 の 規 模 等	業務履行場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着 手 年 月	
						完成 (予定) 年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

その1 測量業務の場合

技 術 者 経 歴 書

測 量 業 務

番 号	氏 名	資 格 の 種 類		
		測 量 士	測 量 士 補	土 地 家 屋 調 査 士
計				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。



第五号様式

その4 地質調査業務の場合

技 術 者 経 歴 書

地質調査業務

番 号	氏 名	最 終 学 歴		資 格 等 の 種 類				
		学校の種類	専 攻 学 科	技 術 士		大 臣 認 定 者	地 質 調 査 実 務 経 験 者	地 質 調 査 技 士
				技 建 設 (土質及び基礎)	士 応 用 理 学 (地質)			
計								

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

その5 補償関係コンサルタントの場合

技 術 者 経 歴 書

補償関係コンサルタント業務

番 号	氏 名	資 格 等 の 種 類																
		測 量 士	測 量 士 補	土 地 家 屋 調 査 士	1 級 建 築 士	2 級 建 築 士	木 造 建 築 士	補 償 業 務 管 理 士					不 動 産 鑑 定 士	不 動 産 鑑 定 士 補	大 臣 認 定 者	補 償 業 務 実 務 経 験 者	公 共 用 地 取 得 実 務 経 験 者	
								土 地 調 査	土 地 評 価	物 件	機 械 工 作 物	営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償						事 業 損 失
計																		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。





青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭